

法改正に伴う警備業認定証及び探偵業届出証明書 (以下「認定証等」という。)の廃止等に関するQ&A

認定証等について

- Q 令和6年4月1日以降、交付を受けている既存の認定証等は返納する必要がありますか。
A 現時点で公安委員会が回収を求める予定はありません。

標識について

- Q 既存の認定証等を交付されている警備業者及び探偵業者は、主たる営業所等に当該認定証等を掲示していれば問題ありませんか。
A 警備業者及び探偵業者において、改正後の警備業法施行規則等に規定する様式の標識を新たに作成の上、掲示してもらう必要があります。
4月1日以降、標識を作成せず既存の認定証等を掲示しているのみの場合は、法令の要件を満たしていないこととなります。

- Q 標識は縦でも横でも構いませんか。紙に限定されますか。
A 改正後の警備業法施行規則等の様式において、用紙の大きさはA4とだけ規定されていますので、標識は紙で作成してもらうこととなりますが、縦でも横でも構いません。
また、標識の枠の長さについて規定はありませんが、可能な限り見やすくなるよう作成をお願いします。

- Q 標識の除外規定について、具体的にはどうなりますか。
A 全ての警備業者及び探偵業者が主たる営業所等の見やすい場所に標識を掲示するとともに、除外規定に該当する場合を除き、自社が管理するウェブサイトに標識を掲示しなければなりません。
除外規定については、以下の①、②のいずれかに該当することとされています。
① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合(営業や事務を担当する従業者も含みます)
② 当該警備業者及び探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

- Q ウェブサイトへの掲示の方法はどのようにすればよいですか。
A 様々な方法が考えられますが、一般的な方法として、下記の2点が挙げられます。
☆ トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法
☆ 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法



その他ご不明な点がございましたら、警察本部又は警察署にご相談ください